主

原判決中被告人Aに対する免訴の部分を除きその余を破棄する。被告人両名を各懲役八月に処する。

但し被告人両名に対し本裁判確定の日からいずれも三年間右各刑の執行 を猶予する。

訴訟費用中原審証人Bに支給した分は被告人Aの負担、原審証人C、同 Dに支給した分は被告人Eの負担、原審並びに当審証人F及び当審証人G、同H、 同I、同Jに支給した分は被告人両名の連帯負担とする。

理由

本件控訴の趣意は検事保倉忠作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人田中正名、同伊藤龜久二提出の各意見書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

所論は要するに原審は被告人Aに対する公訴事実中起訴状記載の第一の(一)並 びに(二)の事実及び被告人Eに対する公訴事実中起訴状記載の第二〇(三)の事 実につき、Jの麻薬取締官に対する供述調書(合計三通)は刑事訴訟法第三百二十 -条第一項第三号の書面に該当しないとしてその証拠調をせず、しかも結局犯罪の 証明がないとして、それぞれ無罪の言渡をしたのであるが、右各供述調書が刑事訴訟法第三百二十一条第一項第三号所定の要件を具備するものであることは明らかで あるから、原審の右各供述調書に対する措置は同法条の解釈適用を誤つたものとい うべく、そしてその誤が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから原判決は破棄を免れないというのである。よつて先ず右供述調書の任意性並びに信用性について考えてみるに、記録によれば、Jは昭和二十六年二月二十三日麻薬中毒患者として逮捕せられ同年三月五日新潟地方裁判所に麻薬取締法違反被告事件として起訴され たが、すでに同日、新潟刑務所に拘禁中の右Iは、新潟地方検察庁検察事務官Kに 対し「A医院(被告人A方)では約一年間塩酸モルヒネの注射をしてもらつたが、 昭和二十五年春頃からはE医院(被告人E方)に行きモルヒネの注射をしてもらう ようになつた」旨陳述していたものである事実、昭和二十六年四月三十日新潟地方 裁判所判事しにより前示被告事件につき懲役十月の判決の言渡を受けたが、その後引続き新潟刑務所に拘禁中のIは昭和二十六年六月五日新潟県麻薬取締官宛に「中 毒患者をつくつた医師はどうなるか、憲法第十四条について意見をお願いする」旨の葉書を発送し、翌六日同葉書を受取った麻薬取締官Fは同日直ちに新潟刑務所に 到つてIに面接しよつて右F外一名の麻薬取締官において同日より同月十三日迄の 間三回に亘り同人の陳述を聴取したものであるが、その際における右Iの供述を録 取したものが即ら前記の供述調書三通である事実をそれぞれ認めることができ、右 の経過と右各供述調書の形式内容及びJより新潟地方裁判所L裁判官宛の昭和二 六年五月三日附意見書並びに同月八日附上申書各謄本の記載、原審並びに当審証人 Fの各供述、鑑定人G作成に係る昭和二十六年四月十六日附鑑定書の記載によれ ば、Jの麻薬取締官に対する前記各供述調書は特に信用すべき情況の下に右Iが任意になした供述に基き作成されたものであることを認めるに十分である。

といわなければならない。(以下省略) (裁判長判事 花輪三次郎 判事 山本長次 判事 関重夫)